

## 「京ものマーケット（仮）」企画運営業務 仕様書

### 1 業務名称

「京ものマーケット（仮）」企画運営業務

### 2 業務履行期間

契約締結の日から令和3年3月31日まで

### 3 業務目的

伝統産業製品や京野菜・京都肉等のブランド食材をはじめとする、魅力ある京都産品等の販売促進，需要喚起につながる業種別団体等が集結した催しを開催する。

### 4 業務内容

#### (1) イベント内容

- 京都の伝統産業製品等の販売促進，需要喚起につながるよう，みやこめっせにおいて物販イベント，岡崎公園において飲食コーナーの運営を行う。
- 販売においては，取扱商品（本市の伝統産業製品や農林産品等）及び販売条件（買取，委託等）を提案すること。出展者の出展料は無料とすること。
- イベント名についても検討のうえ，提案すること。
- 京都の文化に触れることのできる企画を提案すること。  
（例：伝統産業の体験ブース，ステージ企画等）
- 出展者，出演者との連絡調整は，京都市に確認のうえ，受託事業者が行うこと。
- プレゼントや抽選等を提案する場合は，景品表示法を遵守すること。

#### (2) 開催時期

時 期：令和3年2月20日（土），21日（日）

午前10時～午後5時（予定）

会 場：みやこめっせ地下一階（第一展示場，特別展示場，大会議室，日図博物館），岡崎公園

#### (3) 販売形態

- 販売形態については，受託事業者が提案すること。
- 各店舗の売上等の管理・報告については，受託事業者が行うこと。
- レジを一括管理する場合は，売上は受託事業者から出展事業者へ直接振り込むこと。振込条件等については，本市と相談すること。

- (4) 情報発信の実施  
イベント当日の集客について、効果的に広報できる内容を提案すること。
- (5) その他  
会期中については、受託事業者において、円滑な会場運営に必要な人員配置を行い、来場者数及び売上等については、毎日報告すること。  
イベントの実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症感染拡大予防ガイドラインを作成し、本市の承認を得ること。  
その他の事項についても、受託者は、本市と協議しながら事業の実施を進めること。

## 5 成果品

- (1) 業務完了届
- (2) 業務報告書及び関係書類一式（電子データを含む） 4部
- (3) その他市長が必要とする書類（電子データを含む） 4部

## 6 留意事項

- (1) 本市職員との連絡を密に取ること。
- (2) 業務の進捗に当たっては、本市職員と協議し、その指示に従うこと。
- (3) 本業務の実施により得られた成果は、本市に帰属する。
- (4) 本業務の実施による広報物の著作権や使用权は、本業務の実施前から著作権や使用权等を持つものを除き、本市に帰属する。
- (5) 業務遂行に当たり知り得た個人情報、個人情報保護法及び京都市個人情報保護条例に則り、適切に管理すること。
- (6) 受託者は、業務の全部を第三者に委託してはならない。
- (7) 受託者は、業務の一部を再委託するときは、あらかじめ本市の承認を得なければならない。
- (8) 本市は(7)の承認をするときは、条件を付すことができる。
- (9) 本仕様書に定めのない事項、又は本仕様書に疑義が生じた時には、両者協議のうえ、これを定め、協議が整わない場合は本市の定めるものとする。